

令和3年

第2回八頭町議会定例会

提案理由書

令和3年3月4日

一括議案となります、議案第3号から議案第5号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、任期は3年間となっております。

今回、3名の方が令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、候補者の推薦をしようとするものです。

議案第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その1）

議案第3号は、八頭町船岡殿413番地 湯浅宗生（ゆあさそうせい）さんの推薦につき議会の意見を求めるものです。

湯浅さんは、平成21年7月から人権擁護委員として活動いただいております、現在4期目でございます。

長年にわたり、人権問題に取り組んでいただいております、地域の方々からも信望の厚い方であります。また、広く社会の実情に通じ、人権意識も高く、適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦しようとするものです。

議案第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その2）

議案第4号は、八頭町石田百井55番地 宮田玲子（みやたれいこ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものです。

宮田さんは、平成27年7月から、人権擁護委員として活動いただいております、現在2期目でございます。

長年、教員として勤務され、退職後は人権啓発センター所長としてご活躍いただいております。現在も町の人権啓発推進員として活動されるなど、これまでの豊富な知識や経験を活かし、人権活動に取り組んでいただいております。地域の信望も厚く、適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦しようとするものです。

議案第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その3）

議案第5号は、八頭町日田787番地 上島和彦（うえじまかずひこ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものです。

上島さんは、平成30年7月から、人権擁護委員として活動いただいております、現在1期目でございます。

長年の学校現場における人権・同和教育の実践をもとに、現在、身近な人権

課題の解決に向けて取り組んでいただいております。

また、人権擁護委員八頭町部会代表、八頭町人権啓発推進員会会長として活躍されており、地域の信望も厚く、適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦しようとするものです。

議案第6号

町道の路線認定について

整理番号K0320号の久能寺中土居1号線は、認定延長143.2メートル、幅員は、6.0メートルから15.6メートルです。

次に整理番号K0321号の久能寺中土居2号線は、認定延長27.5メートル、幅員は、5.0～11.0メートルであります。

この2路線は、民間の大規模宅地造成内の道路として重要な路線であり、町道として認定することがふさわしい路線と判断しております。

議案第7号

町道の路線変更について

整理番号F2030号の横縄線につきましては、八東川河川改修事業により、終点の変更を行うものであります。

変更後の路線延長は、464.0メートル、幅員は、4.0メートルから12.6メートルであります。

議案第8号

八頭町公共下水道竹ノ下排水区雨水幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定締結について

八頭町公共下水道竹ノ下排水区雨水幹線の建設工事委託に関する協定につきましては、令和2年11月12日の協定議決を得て、現在、日本下水道事業団で工事発注を行い、受注業者により工事が施工されております。この度、協定内容の一部変更を行い、令和3年2月22日に変更仮協定を締結いたしました。

変更金額は、6,500万円の減額で、協定金額は、5億3,800万円となります。

変更内容は、工事発注に伴います請負差額減と国の3次補正予算を受けまして、次年度分の予定工事を前倒して実施することに伴う、各年度の事

業費の組み替えです。

議案第9号

債権の放棄について（農業集落排水使用料債権）

債務者である法人が倒産し、今後、再開する見込みもなく、また、差し押さえる財産もないことから、回収が不可能となった農業集落排水使用料債権を放棄しようとするものです。

議案第10号

八頭町辺地に係る総合整備計画について

八頭町辺地に係る総合整備計画につきまして、8つの辺地地域（落岩・姫路・明辺辺地、麻生・山志谷辺地、福地辺地、野町辺地、大江辺地、下野辺地、西谷辺地、見槻・志子部辺地）の令和3年度から7年度までの5箇年間の計画を定めようとするものです。

議案第11号

押印省略の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和2年12月に開催されました「第9回内閣府規制改革推進会議」の取りまとめを受けまして、行政手続きにおきます押印の見直しに係る関係条例の所要の改正を行うものであります。

なお、関係する条例が2条例ありますので、この度、関係条例を合わせて整理しようとするものです。

議案第12号

八頭町国民健康保険税条例の一部改正について

今回の改正の主なものを申し上げますと、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴いまして、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額が、現行の33万円から43万円に引き上げられております。

また、個人所得課税の見直し後、給与所得者、年金所得者が2人以上いる世帯に

つきましては、軽減措置の適用について影響が生じるため、給与所得者と年金所得者の合計人数から1人を引いた人数に10万円を乗じて得た額を、当該基準判定額に新たに加えることとされたことにより、本条例の所要の改正を行うものです。

議案第13号

ふるさと活性化基金設置条例の一部改正について

ふるさと活性化基金につきましては、寄付者から指定された用途ごとに積立目標を定め、現在、9の事業区分で基金の積立を行っております。

この度の改正は、ふるさと活性化基金の事業区分に新たに観光・交流に関する事業を追加いたそうとするものです。

議案第14号

八頭町地区福祉施設設置条例の一部改正について

八頭町では、地域共生社会を実現するため、現在12の「まちづくり委員会」を中心とした取組みを展開しているところであります。

「船岡地区まちづくり委員会」は、現在、船岡地区公民館を活動の拠点としていますが、新たな活動の拠点として改修を進めておりました旧船岡保育所の整備が完了しましたので、船岡地区福祉施設の所在地を変更いたそうとするものです。

また、「八東地区まちづくり委員会」は、八東地区公民館を中心に活動していますが、八東地区福祉施設の事務所を地区公民館に隣接する八東児童館に置いていることから、施設の所在地の住所を変更いたそうとするものです。

議案第15号

八頭町犯罪被害者等支援条例の制定について

今回、制定しようとする条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めようとするものです。

犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けられた被害の早期回復、経済的負担の軽減を図ることを目的としております。

議案第16号

八頭町国民健康保険条例の一部改正について

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が、令和3年2月13日に施行されました。この改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が詳細に規定されましたので、特別措置法の改正に合わせ、八頭町国民健康保険条例の所要の改正をいたそうとするものです。

議案第17号

八頭町フルーツ総合センター条例の一部改正について

この度の条例の一部改正は、使用料の改正を行うもので、2階和室の使用料について、一般使用に加え、営利目的での使用料を定めるとともに、冷暖房施設の使用料を定めるものです。

議案第18号から議案第20号については、八頭町の3つの観光施設の使用料を調整するものであります。

議案第18号

八頭町姫路公園条例の一部改正について

この度の条例の一部改正は、使用料の改正を行うもので、3施設調整によるバーベキューハウス、キャンプ場の使用料の改定、炊事場の使用料、冷暖房施設の使用料とキャンセル料の徴収について新たに定めるものです。

議案第19号

八頭町竹林公園条例の一部改正について

この度の条例の一部改正は、使用料の改正を行うもので、3施設の調整による簡易宿泊施設、レンガ炉の使用料の改定、管理棟多目的室の使用料、冷暖房施設の使用料とキャンセル料の徴収について新たに定めるものです。

議案第20号

八頭町ふるりの森条例の一部改正について

この度の条例の一部改正は、宿泊施設の利用を取り消した時のキャンセル料の徴収について、新たに定めるものです。

議案第21号

八頭町新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の制定について

新型コロナウイルス感染症拡大により、深刻な影響を受けている町内事業者が借り入れた資金の利子負担を軽減するため、融資実行日から5年間の利子補給を実施しております。

この度、令和2年度に国から交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、令和3年度以降に生じる経費に必要な財源を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金を設置するものです。

議案第22号

八頭町道路部分改良事業分担金徴収条例の制定について

令和2年3月末をもって失効をしました、八頭町道路部分改良事業分担金徴収条例について、この度、対象事業の上限額を200万円未満とし、分担金の額を1/5とするなど、制度の見直しを行い、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第23号

八頭町民間企業の宅地造成事業に伴う補助金交付条例の一部改正について

今回の改正は、住民の定住促進を図るうえで重要であります、民間事業者による宅地造成事業の促進を目的としました本条例の期日を今後、4年間延長し、令和7年3月31日に改めようとするものです。

議案第24号

八頭町営住宅条例の一部改正について

今回の改正は、県営中南団地を町営住宅に移管することにより、管理住戸の追加と新たな犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、優先入居に係る条項の追加を行おうとするものです。

議案第25号

八頭町簡易水道事業給水条例の一部改正について

この度の条例の一部改正は、花原簡易水道の施設管理を集落から町へ移管することに伴い、これまでの管理者を置き、管理させることができる水道施設から、花原簡易水道を削除するものです。

議案第26号

八頭町介護保険条例の一部改正について

本年度、「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」と、第1号被保険者の介護保険料の見直しを行ってまいりました。

2月16日開催の介護保険事業計画策定委員会におきまして、介護保険料の見直しについて報告をいただき、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料につきまして、据え置きといたそうとするものであります。

議案第27号

八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、町が指定する地域密着型サービス事業者に係ります感染症対策や、災害への対応力強化などに関する事項等を定めるものです。

議案第28号

八頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、町が指定する地域密着型介護予防サービス事業者に係ります感染症対策や、災害への対応力強化などに関する事項等を定めるものです。

議案第29号

八頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、町が指定する介護予防支援等の事業に係ります感染症対策や、災害への対応力強化などに関する事項等を定めるものです。

議案第30号

八頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、町が指定する居宅介護支援等の事業に係ります感染症対策や、災害への対応力強化などに関する事項等を定めるものです。

議案第31号から議案第40号は補正予算の関係であります。

議案第31号

令和2年度八頭町一般会計補正予算（第13号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億3,976万5千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金、2,520万円余、学校施設環境改善交付金、4,040万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、2,320万円余を追加し、事業費の清算により特定定額給付金事業補助金、1,490万円余を減額しております。県支出金は、地籍調査事業費県補助金、1億1,420万円余を追加し、林業再生事業県補助金は、1,100万円の減額です。寄付金は、ふるさと納税の増加により一般寄付金、6,850万円余を追加し、繰入金は、減債基金繰入金、5,000万円を減額しております。

町債については、町道大隼線改良事業債、1,650万円、小学校施設整備事業債、1億3,040万円を増額し、緊急防災・減災事業債、1,140万円、可燃物処理施設整備事業債、1,730万円の減額です。

次に歳出であります。

総務費は、エアコン・トイレ改修事業補助による自治振興費、1,740万円余、ふるさと納税の増額に伴うふるさと活性化基金費、6,940万円余を追加し、新型コロナウイルス感染症対策事業、3,270万円余を減額しております。

民生費は、住民一人づつに10万円をお配りした、特別定額給付金給付事業、1,490万円余、特別医療支給費、1,400万円余、保育所運営費、5,840万円余を減額しております。

衛生費では、今後、対応します新型コロナウイルスワクチン接種事業に2,340万円余を増額し、ごみ処理費の一部事務組合負担金、1,950万円余を減額しております。

農林水産業費は、事業の前倒しにより地籍調査事業費、1億6,770万円を追加し、事業費の精査により集落営農体制強化支援事業補助金、1,060万円余、林業再生事業補助金、1,100万円余を減額しました。

土木費では、国の3次補正により、町道大隼線改良事業、4,500万円を追加し、急傾斜地崩壊対策負担金事業、1,130万円余、公共下水道特別会計繰出金、1,700万円の減額をしております。

教育費につきましても国の3次補正による小学校改修事業費、1億9,040万円余を計上しました。

次に継続費の関係です。予算書は5ページになりますが、郡家西小学校の大規模改修分であります。

また、予算書6ページに繰越明許費の内訳を表示しております。財産管理費など21事業につきまして、年度内に完成することができませんので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

続いて次の7ページ、第4表は、指定管理等に伴う債務負担行為の変更であります。次の8ページの第5表は、地方債の変更一覧です。

後で、ご確認をお願いいたします。

議案第32号

令和2年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億5,862万円を減額しようとするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税、560万円を増額し、県支出金、1億5,410万円余、基金繰入金、1,000万円の減額です。

歳出では、保険給付費、1億5,860万円、保険事業費、530万円を減額しております。

議案第33号

令和2年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、303万5千円を減額しようとするものです。

歳入では、団地造成等に伴います新規の加入手数料、617万円余を追加し、事業費確定により簡易水道事業基金繰入金、660万円、水道移転補償費等諸収入、219万円余を減額しております。

歳出は、総務管理費、35万円、簡易水道整備事業費、204万円余を減額しました。また、予算書の3ページ、第2表にありますように、法適用推進事業費の継続費を変更いたしております。次の4ページの第3表は、地方債の変更一覧です。

議案第34号

令和2年度八頭町住宅資金特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、148万6千円を追加しようとするものです。

歳入では、住宅資金貸付金の償還元利収入、145万円、歳出では、住宅資金健全化基金積立金、42.9万円余の追加です。

議案第35号

令和2年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,042万6千円を減額しようとするものです。

歳入では、公共下水道新規加入分担金、911万円余を追加し、使用料及び手数料、70万円、一般会計繰入金、1,700万円、下水道事業債、150万円を減額しております。

歳出は、公営企業会計法適用化業務委託料、53万円余、施設管理費、230万円の減額です。なお、予算書の3ページ、第2表にありますように、法適用推進事業費と、雨水排水対策事業の継続費を変更いたしております。次の4ページの第3表は、地方債の変更一覧です。

議案第36号

令和2年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、348万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、農業集落排水事業国庫補助金、151万円余を追加し、事業費確定により下水道移転補償費、247万円余、水道管移設事業費負担金、204万円余を減額しております。

歳出は、施設管理費の維持補修工事費等、170万円余、公共工事移設補償事業の工事請負費、350万円を減額し、農業集落排水統合事業費、316万円余の追加です。

また、予算書の3ページ、第2表にありますように、法適用推進事業費の継続費を変更いたしております。

予算書4ページに繰越明許費の内訳を表示しておりますし、次の5ページの第4表は、地方債の変更一覧です。

議案第37号

令和2年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ658万9千円

を追加しようとするものです。

歳入では、実績見込みにより、介護保険料、1,000万円、国庫支出金、509万円余を増額し、支払基金交付金、174万円余、県支出金、140万円余、一般会計からの繰入金、541万円余を減額しました。

歳出は、実績見込みにより、介護給付費準備基金積立金、4,998万円余を追加し、地域支援事業費、956万円余を減額しております。

議案第38号

令和2年度八頭町宅地造成特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、24万8千円を追加しようとするものです。

歳入では、宅地造成基金利子、1万円、繰越金、23万円余、歳出では、積立金、1万6千円、予備費23万円余を追加しております。

議案第39号

令和2年度八頭町墓地事業特別会計補正予算（第2号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、270万8千円を減額しようとするものです。

歳入では、基金繰入金、160万円、墓地補修工事負担金、168万円余を減額しました。

歳出は、一般管理費の工事請負費、215万円余の減額です。

議案第40号

令和2年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は既定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ、82万5千円を追加しようとするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、70万円、歳出は、総務の広域連合負担金、70万円の計上です。

議案第41号から議案第55号は、令和3年度当初予算の関係であります。

議案第41号

令和3年度八頭町一般会計予算

令和3年度八頭町一般会計予算は、115億5,800万円を計上いたしました。前年度と比較し、率で8.1%の増となりました。

まず、地方債の関係です。

6ページ、第2表になりますが、限度額合計は、19億2,170万円、起債の方法等は、記載のとおりです。

歳入についてご説明いたします。

(予算書では、9ページからになります。)

主なものを申し上げます。

町税は、12億6,300万円余で、町民税、5億6,200万円余を計上し、固定資産税は、令和3年度の評価替で、固定資産評価額の減額が見込まれますので、5億4,800万円余としました。

地方消費税交付金は、3億5,000万円余を見込み、地方交付税は、49億4,400万円余を計上しております。普通交付税は、前年と同程度額の46億100万円、特別交付税は、3億4,300万円余を見込みました。

分担金及び負担金は、3,000万円余の計上で、主なものは、児童福祉費負担金(保育料)であります。

使用料及び手数料は、6,700万円余を計上しました。

国庫支出金は、11億1,800万円余で、社会福祉費、児童福祉費、衛生費の各負担金及び社会資本整備総合交付金国庫補助金等は増額し、生活保護費、児童扶養手当国庫負担金等は減額しております。

県支出金は、8億7,800万円余で、地域子ども・子育て県支援交付金、多面的機能支払い交付金推進事業等の県補助金を計上しました。

繰入金は、5億9,200万円余で、財政調整基金、3億4,000万円、減債基金、1億円、学校教育施設整備基金、ふるさと活性化基金、それぞれ7,500万円の計上です。

諸収入は、1億3,700万円余、町債は、可燃物処理施設の負担金など、19億2,100万円余を見込んでおります。

次に歳出をご説明いたします。

(予算書では、32ページからになります。)

議会費は、9,600万円余であります。

総務費は、13億9,400万円余で、前年度と比較しまして、1億2,400万

円余の増額となりました。

主因は、船岡庁舎・八東庁舎の空調設備改修工事、4月に執行されます町議会議員選挙費、情報通信基盤整備事業、若桜鉄道対策費等の増によるものです。

民生費は、32億9,100万円余で、前年度と比較しまして、1億7,400万円余の減で、要因は、令和2年度の八東地域福祉センター改修、船岡地区福祉施設改修の完了によるものです。

医療会計の繰出金は、国民健康保険特別会計、1億7,000万円余、介護保険特別会計、3億8,600万円余です。また、自立支援制度事業費、4億6,300万円余、後期高齢者医療費、2億1,400万円余、児童手当給付事業、2億1,500万円余、保育所運営費、3億400万円余、生活保護扶助費は、1億8,600万円余を見込んでおります。

衛生費は、11億3,300万円余で、3億3,700万円の大幅な増となりました。主因は、本格的に工事が開始されました東部広域の可燃物処理施設の負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額によるものです。

予防接種事業は、前年度の実績見込みをもとに、5,800万円余、新型コロナウイルスワクチン接種事業、6,300万円余、また、ごみ処理費、7億1,700万円余、各種検診等の長寿健康増進事業費、4,900万円余、簡易水道特別会計への繰出金は、2,900万円を計上しています。

農林水産業費は、12億9,600万円余です。前年度と比較しまして、2億1,500万円余の減額となりました。

農業関係では、農業農村整備事業、8,000万円余、多面的機能支払交付金事業、9,000万円余、地籍調査事業費、5,000万円余、を見込んでおります。

また、農業集落排水特別会計への繰出金、4億5,600万円、林業関係では、野生鳥獣被害防止事業費、6,400万円余、竹林整備事業、間伐促進事業など、継続事業を予定し、森林環境整備事業は、2,500万円余を計上しております。

商工費は、1億400万円余です。商工振興費に3,700万円余、観光費の関係では、5,100万円余としました。

土木費は、10億9,400万円余です

道路橋梁維持費では、橋梁長寿命化計画に基づきます橋梁メンテナンス事業、小規模橋梁改良事業等の改修工事等で、2億7,900万円余、道路新設改良費は、3億6,100万円余の計上です。主なものは、継続事業であります町道新道線、大牟線の改良事業、などを計画しております。

また、公共下水道特別会計への繰出金は、2億8,100万円を計上しました。

消防費は、3億3,700万円余です。

主なものは、消防団運営費、5,500万円余、東部広域負担金、2億8,600万円余の計上です。

教育費は、15億5,900万円余で、5億4,300万円の増額となりました。

小学校費は、5億2,600万円余で、令和3年度から本格的に着手します、郡家西小学校の大規模改修事業費、スクールバスの老朽化に伴うバス購入費と各小学校の管理運営費等の計上です。

中学校費は、8,000万円余で、八頭中学校の運営費、33人学級の費用は2、3年生分を見込んでおります。

また、社会教育費は、4億6,900万円余で、2億6,200万円の大幅な増額となっております。主因は、旧の安部小学校を文化芸術施設に改修するための工事費によるものです。

保健体育費は、2億9,600万円余です。体育施設費では、通常施設管理をはじめ、船岡トレーニングセンターの屋内外のトイレ改修工事、学校給食の運営費等を計上しております。

最後に公債費です。11億9,700万円余を計上し、内訳は、元金、11億4,100万円余、利子、5,500万円余であります。

議案第42号

令和3年度八頭町国民健康保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、17億6,000万円といたしております。

歳入では、国民健康保険税を後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、2億7,400万円余を計上し、歳入に占める割合は、15.6%となっております。他には、県支出金、12億8,200万円余、繰入金は、保険税軽減事業繰入金、一般会計繰入金、基金繰入金を合わせまして、1億9,400万円余としております。

歳出では、保険給付費を、前年より1億5,400万円余少ない、12億6,100万円余を見込みました。歳出に占める割合は、71.7%であります。他には、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金、3億9,200万円余、保健事業費では、特定健診の費用等、4,700万円余を計上です。

議案第43号

令和3年度八頭町簡易水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億7,800万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料を、2億800万円余見込み、繰入金、2,900万円、町債は、水道施設事業債、公営企業会計適用事業債を合わせて、3,410万円の計上です。

歳出は、総務費で、簡易水道施設の維持管理費、消費税等、1億3,530万円余、事業の関係では簡易水道整備事業費に1,130万円余を計上しました。

公債費は、借入金の元利償還金、1億2,790万円余であります。

議案第44号

令和3年度八頭町住宅資金特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、390万円といたしております。

歳入では、県支出金の住宅新築資金等貸付事業費県補助金、33万円余、諸収入は、住宅資金貸付金の償還元利収入を350万円余としました。

歳出は、住宅資金貸付事業費、60万円余、公債費は、町債元利償還金、99万円の計上です。

なお、本年度は現年度分賦課の最終年度となります。

議案第45号

令和3年度八頭町公共下水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、7億9,500万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、1億1,890万円余、社会資本総合整備事業国庫補助金、1億8,390万円余の計上です。

繰入金は、2億8,100万円、町債は、下水道施設整備事業債、公営企業会計適用事業債を合わせて、1億8,590万円であります。

歳出は、総務費で施設の維持管理費、消費税等を合わせ、1億4,780万円余の計上です。

下水道事業費は、公共下水道計画策定事業、2,110万円余、郡家地区雨水排水対策事業、2億5,740万円余、ストックマネジメント事業で処理場機器更新工事に、1億800万円を見込みました。

公債費は、町債元利償還金として、2億5,690万円余であります。

議案第46号

令和3年度八頭町農業集落排水特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、6億2,800万円といたしております。
歳入では、使用料及び手数料、1億4,110万円余、繰入金、4億5,600万円、町債は、下水道施設整備事業債、公営企業会計適用事業債を合せて、2,060万円の計上です。

歳出は、総務費で、施設の維持管理費、消費税等を合わせ、2億5,810万円余を見込みました。

公債費は、町債元利償還金、3億6,600万円余の計上です。

議案第47号

令和3年度八頭町介護保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、24億7,400万円といたしております。

歳入では、第1号被保険者の介護保険料、4億6,100万円余を見込み、介護給付費等国庫支出金、6億1,400万円余、第2号被保険者納付分の支払基金交付金、6億2,700万円余、介護給付費等県支出金、3億3,800万円余、一般会計からの繰入金は、3億8,600万円余です。

歳出は、総務費で、総務管理事務費等、6,500万円余、保険給付費は、施設サービス利用者、在宅サービス利用者等の介護保険サービス等諸費、22億4,900万円余、介護予防事業等の地域支援事業費、9,400万円余の計上であります。

議案第48号

令和3年度八頭町宅地造成特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、750万円といたしております。

歳入では、宅地造成基金からの繰入金、730万円余、歳出は、公債費で、町債の元利償還金、730万円余であります。

議案第49号

令和3年度八頭町墓地事業特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、150万円といたしております。

歳入では、墓地使用料、29万円、基金からの繰入金、60万円、歳出は、総務

管理費に工事費等、120万円余を計上しております。

議案第50号

令和3年度八頭町後期高齢者医療特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億150万円といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1億4,230万円余、一般会計からの繰入金
は、保険基盤安定及び事務費の繰入金を合わせ、5,860万円余を見込みました。

歳出では、総務費、350万円余、広域連合負担金は、保険料と保険基盤安定負
担金を合わせ、1億9,730万円余を計上いたしております。

議案第51号

令和3年度八頭町上私都財産区特別会計予算

議案第52号

令和3年度八頭町市場、覚王寺財産区特別会計予算

議案第53号

令和3年度八頭町上津黒、下津黒財産区特別会計予算

議案第54号

令和3年度八頭町篠波財産区特別会計予算

議案第55号

令和3年度八頭町大江財産区特別会計予算

の5議案の予算につきましては、それぞれの管理会から提出されましたものを精査
し、ここに提案いたしております。